

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2014

AI Contact

1

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、
適切なアドバイス&サポートで、お客様のリクエストにお応えいたします

Monthly Topics

1月の話題

- 14年度の雇用保険料率を告示／厚労省
厚労省は、2014年度の雇用保険料率を告示しました。料率は一般の事業1.35%、農林水産清酒製造の事業1.55%、建設の事業1.65%で、いずれも前年度を据え置いた形となりました。
- 14年賃上げの見通し、定昇込み2.07%/労務行政研究所調べ
労務行政研究所が23日発表した「2014年賃上げの見通し—労使および専門家、540人アンケート調査」の結果によると、14年の賃上げ見通しは6,413円・2.07%（定期昇給分を含む）で、厚生労働省調査による主要企業ベースの13年賃上げ実績を額で935円、率で0.27ポイント上回っている。
- 「みなし労働」認めず「阪急トラベルサポート」派遣添乗員の残業代訴訟／最高裁
「みなし労働時間制」の適用は不当として、阪急トラベルサポートの派遣添乗員が、未払い残業代などの支払いを求めた訴訟の上告審判決で、同社側の上告を棄却した。

今年もよろしくお願ひいたします



明治神宮にて（2014.01.06）



社会保険労務士法人 相事務所
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email info@sr-aijimusho.co.jp

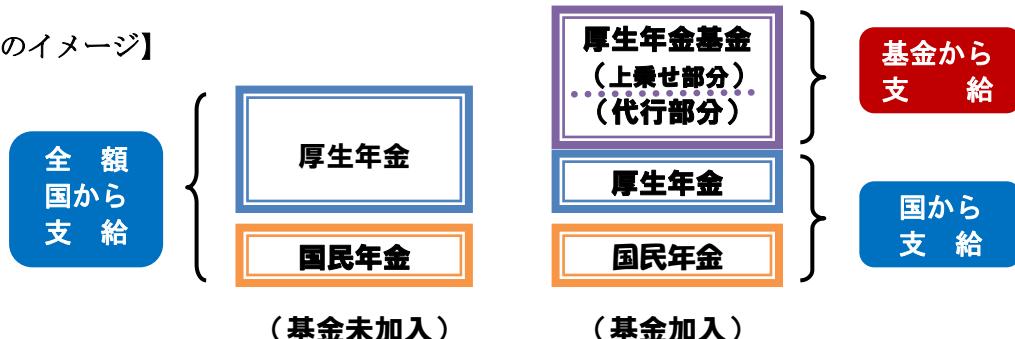
<特集>厚生年金基金制度の改正

平成 25 年 6 月 26 日、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下、改正法といいます）」が公布されました。今月は昨年 10 月に掲載した主婦年金追納法とならぶ主要項目である厚生年金基金制度の改正を取り上げます。

■厚生年金基金とは

厚生年金基金とは、国に納付する厚生年金保険料の一部を代行して徴収し、国が支給する水準を超える年金を保証する企業年金です。昭和 40 年代にはじまり、景気が拡大していたころは運用メリットの恩恵を受けられ、かつ、従業員の老後の生活を充実する社会的意義がありました。しかし、近年の景気低迷の時代に入ると運用リスクが会社の経営を圧迫して、基金自体も当初の給付水準を維持することが難しくなりました。こうした背景をふまえ今改正となり、将来的に厚生年金基金は制度として縮小・廃止の方向に向かう情勢です。

【厚生年金基金のイメージ】



■主な改正内容

- 施行日以後は厚生年金基金の新設は認可しない。※施行日は平成 26 年 4 月 1 日予定
- 施行日から 5 年間は時限措置として「特例解散制度」を設ける。
※特例解散制度の主な内容
・事業所間連帯債務を外す　・利息の固定化　・最長納付期間の延長（15 年→30 年）
- 解散認可基準の緩和
・代議員会における法定議決要件：代議員定数の 4 分の 3 以上→3 分の 2 以上
・認可申請に際しての事前手続要件：全事業主・加入員の 4 分の 3 以上→3 分の 2 以上
・認可申請に際しての理由要件：母体企業の経営悪化等→撤廃
- 施行日から 5 年以降は、財政基準を満たさない基金について、厚生労働大臣が解散命令を発動できる。
- 上乗せ給付の受給権保全のため、他の企業年金等への積立金以降について特例を設ける。

■今後予測される展開

今回の改正によって定められた 3 つ財政基準（健全、代行割れ予備軍、代行割れ）のうち、会社が加入している厚生年金基金がどこに該当するかによって選択肢が変わってきます。

財政基準	定 義	予測される選択肢
健全基金	純資産／最低責任準備金が 1.5 以上 又は 純資産／最低積立基準額が 1.0 以上	1. 現状のまま存続 2. 代行返上：代行部分は国から支給 上乗せ部分は基金から支給
代行割れ予備軍	純資産／最低責任準備金が 1.0 以上 1.5 未満 かつ 純資産／最低積立基準額が 1.0 未満	1. 代行返上：同上 2. 通常解散：代行部分は国から支給 上乗せ部分は年金か一時金
代行割れ基金	純資産／最低責任準備金が 1.0 未満	1. 特例解散：代行部分は国から支給 上乗せ部分はなくなる

- POINT
- 加入している基金が「代行割れ基金」で特例解散を申請した場合には、申請月の翌月から、「代行部分」を除く上乗せ部分の給付が支給停止されることになっています。受給者からの問い合わせが予想されるのでご注意ください。
 - 上記の内容は改正法可決・成立時点の情報に基づいています。今後公表される政省令・通知案の内容によっては一部変更となる可能性があります。

『産前・産後の社会保険料のゆくえ』

- 厚年法第 23 条の 3、健保法第 43 条の 3 -

子どもが生まれる、それは人生における喜ばしい大きなイベントのひとつですよね。ただ、子育てには多くのお金がかかります。そんな時には社会保険料をどうにかならないかと頭をかかえるお母さんもいるのではないでしょうか。

おや、今月は岡田社労士が一人で何かをぶつぶつしゃべっています。
2014 年最初はどんなお話でしょうか。
ちょっとのぞいてみましょう。

登場人物

増田社長：平成 24 年に小売業として起業。
今まで雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士：働き盛りの 36 歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

岡田：「読者のみなさまこんにちは。
いつもおなじみ、社労士の岡田です。
本年もよろしくお願ひいたします。

今回は平成 26 年 4 月からの大きな法改正のひとつ、産前産後休業期間の保険料に関するお伝えしようと思います」

増田：「ちょっとちょっと、なにを話しているんですか。私にも教えてくださいよ。なに、法改正ですか。まだうちの会社では産前産後をとるような人はいなんだけれど、とりあえず聞いておこうかな」

岡田：「あ、増田社長こんにちは。では、産前産後の保険料のお話を始めますね。まず、みなさんすでにご存じだとは思いますが、簡単に大前提を説明しましょう」



①産前休業…6 週間以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合には、その女性は仕事を休むことができます。

②産後休業…産後 8 週間を経過しない女性は請求をしなくても仕事を休むことができます。

③育児休業…労働者は、申し出ることにより、子が 1 歳に達するまでの間、育児休業をすることができます。また、一定の条件を満たす場合、子が 1 歳 6 か月に達するまでの間、育児休業が可能です。

増田：「なるほど、聞いたことがあります。女性の場合、産前産後が終わったら、その次の日からお子さんの誕生日の前日まで、育児休業がとれるってことですよね」

岡田：「その通りです。では次に保険料のお話をしますね。今まで社会保険料は育児休業期間だけしか免除の対象にならなかったんです」

増田：「なるほど。ということは産前産後の期間には社会保険料が発生していたわけですね」

岡田：「はい、そうなんです。育児休業期間は社会保険料が免除にもなるし、一定の条件を満たす方は、さらに育児休業給付金も 2 か月に 1 度受給できます。一方産前産後は、社会保険料が発生するし、『出産手当金』を産前・産後終了後に申請して認可が下りるまで時間がかかるし、と家計を圧迫するんですよね」

増田：「それは大変だ…。ただでさえ、子どもを育てるのはお金かかるのに…」

岡田：「そこで今年の 4 月からようやく産前産後期間の社会保険料が免除になることになったんですね」

増田：「良かったですねえ…。それでは免除対象者は 4 月以降に産前を開始する人ってことになるんですか」

岡田：「いえいえ、実は…」

産前産後休業期間の保険料免除は、「平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方」が対象となります。

ですので、4 月前に産前休業に入る方に関しても社会保険料免除になる可能性は十分あります。ただ、4 月からの法改正なので、3 月から産前休業している方は、4 月分以降の保険料が免除になりますが、3 月分の保険料は発生してしまいますので、ご注意ください。

増田：「なるほど。これから出産を迎える方々にとって非常に重要な事柄ですね。私もこのことを早く従業員に教えてあげないと！働きやすい職場を作るためにも積極的にみんなにアナウンスしていくぞ」

岡田：「まだまだ子育てをしにくい世の中ですが、少しづつ、変えましょう！」



★ここがポイント！

■産前産後休業期間中の保険料免除は、下記のようなパターンによって、少しづつ手続きの方法が異なりますので、ご注意ください。

<パターン例>

●「出産前」に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

①出産予定日より前に出産した場合

②出産予定日より後に出産した場合

③出産予定日に出産した場合

●出産後に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

●産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

詳しくは、今回のアイコンタクトと一緒にお送りいたしました資料をご確認ください。

産前産後休業期間中の保険料免除に関する日本年金機構のホームページはこちら↓

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=25346>

皆さんはじめまして！1月より相事務所に入社致しました星山政宰（ほしやま せいさい）と申します。

相変わらず寒い毎日が続きますね。身も心も冷えそうですが、僕はと言うと、温かい上司や先輩に恵まれて、ぬくぬくと過ごしています。

さて、私事ですが、実は今年度の社労士試験にギリギリ合格できました！まだまだ実務経験が浅いですが、この資格を活かしてどんな社労士になっていこうか日々マジメに考えています。

運転免許証と一緒に、その免許とともに、どんなドライバーになって行くかって、正直人それぞれですよね？

例えば、ねじりはしまき付けてデコトラ乗り回す長距離トラックの運転手にもなることができます。荒くれ者って感じで男らしいですよね。F1レーサーになって、周りにレースクイーンはべらせて、賞金稼いで、シャンパンファイトなんて、羨ましい限りです…。社長専属の運転手になって、多くの社員や扶養家族を抱えている会社のトップをお守りする、とても重要な仕事ですね。

じゃあ自分だったらどんなドライバーになるんだろうか？

トラックの運ちゃん？F1レーサー？社長専属の運転手？それとも……ペーパードライバー？？

難しいですよね。なかなか当てはまるものがないな…強いて言うならタクシードライバーでしょうか？

道にあまり詳しくないお客様、道に迷っているお客様、確実に目的地まで辿り着きたいお客様を、法定速度を遵守しながら安全運転でご案内し、必要に応じて高速に乗ったり、ショートカットして、できる限り便益を供給する仕事。その為には色々なルートも頭に入れなければいけませんし、ガソリンも常に満タンにしなければなりません。

そんなアクセルとブレーキを使い分けられるタクシードライバーのような社労士になりたいと思います、10年後までには……。最後になりましたが事務所ではまだまだ若い方？ですので新鮮な気持ちで頑張ります！！

やさいのちから

〔はくさいー白菜－ChineseCabbage〕

原産地はヨーロッパの北東部からトルコにかけての地域と言われており、これが中国に伝わり白菜に改良され、明治時代に日本に伝わりました。

ヨーロッパに残ったものはキャベツになったとかで白菜はまさにキャベツの親戚。

大根、豆腐と並んで「**養生三宝**」と言われ、精進料理に欠かせない食材です。鍋料理、漬物などにもよく用いられます。

「緑黄色野菜を食べましょう！」と言われますが、**淡色野菜の効果効能も絶対欠かせないもの。**

冬場のビタミンC供給源として重要ですし、カルシウム、鉄分、カロチンを含み食物繊維も多いので**風邪の予防や美肌、便秘にも効果があり**、また利尿作用もあるので二日酔い効果も期待できます。
(撮影：榎本)



えのきち
報じの

行ってみた・やってみた

第5回【今シーズン初滑り】

年末の話になりますが仕事納めの翌日から2日間、志賀高原の熊の湯・横手山スキー場に行ってきました。母校（高校）のスキー教室のお手伝いです。

今シーズンは雪が少ないのかなあ…と心配していましたが、ゲレンデには雪がしっかりと着いていて無駄な心配に終わりました。

天気も、行った日（28日）は少し吹雪いていましたが、29・30日と快晴で高校生たちも気持ちよさそうに滑っていました。私は…といいますと、いい足慣らしになつたのではないかと思います(笑)

今年は4年に一度の冬期オリンピックがロシアのソチで開催されます。かつてスキーヤーだった方は、この五輪を契機にスキーに「行って」みて、「やって」みるのはいかがでしょう？
榎本



編集好機

みんなが口をそろえるように良いという。原作と違わないのが良いという。ならば観ないわけにはいかないと思い、「**永遠のゼロ**」を正月休みに観てきました。

原作を読んで行った方がより深く理解できるとは思いましたが、全体的にとても素晴らしい映画でした。

主人公を演じる岡田准一くんの演技たるやとてもすばらしく、人は何のために生きているのかを示してくれていました。

「生きる努力をしろ！生きるんだ！未来の日本のために生きるんだ！」

愛、絆、簡単に使われる言葉ではありますが、当時の人たちにしてもこういう思いは強かったはず。戦争というものが、ほとんどの人の正常な意識を変えてしまっていたんだろうなあと感じます。

昨年、知覧を訪れたときにも感じましたが、まだあどけさの残る少年たちは、何を思い、何を感じながら特攻を選んでいったのかと。

岡田くんの役とする「官部久蔵氏」が戦時の中において存在したとするならば、こんなにも多くの犠牲を払うことなかったのではと、遠い過去の出来事を思いました。

文責：福島

